平成２２年（フ）第１７８号
宮崎市霧島２丁目210番地３
債務者　土屋　順子（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成22年５月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１９号
宮崎県日南市南郷町中村乙4852番地２
債務者　濵田　浩
１　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第２３号
宮崎県串間市大字串間793番地11
債務者　和田　閲子
１　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
宮崎県日南市大字宮浦2434―７、住民票上の住所宮崎県日南市大字宮浦611番地
債務者　山口新一郎
１　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
宮崎県日南市大字宮浦2434―７、住民票上の住所宮崎県日南市大字宮浦611番地
債務者　山口　美喜
１　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第１３８号
鹿児島県鹿児島市高麗町９番27―405号
債務者　野田　洋平
１　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１６２号
鹿児島県鹿児島市平之町16番18号スカイコーポ上拾石203号
債務者　久米　美保
１　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２７４号
鹿児島県日置市伊集院町麦生田727番地152
債務者　立石　浩伸
１　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１２０号
沖縄県那覇市久茂地２丁目25番１―301号
タカダ久茂地マンション
債務者　比嘉　洋美
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３１号
岩手県花巻市高木第20地割200番地132
債務者　堀合由紀子
１　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第３９号
岩手県北上市上野町３丁目27番57号
債務者　岩田　加奈
１　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第４６号
長野県諏訪郡下諏訪町605番地15
債務者　柳澤　智広
１　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第４２号
福岡県直方市大字植木228番地６
債務者　中野　香樹
１　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第４３号
福岡県直方市大字植木228番地６
債務者　中野志穂子
１　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第４５号
福岡県直方市大字中泉2097番地
債務者　池口　安信
１　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第４９号
福岡県直方市大字下境2220番地
債務者　下瀬　達也
１　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第２６号
佐賀県鳥栖市藤木町2278番地２Ｆ
債務者　矢冨　充
１　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１０号
佐賀県神埼市神埼町田道ヶ里2172番地３
債務者　野田　耕輔
１　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係